

特別児童扶養手当を受給されている方へ

- 手当額は、以下のとおりです。

【令和6年4月分から】

区分	1級	2級
月額	55,350円	36,860円

- 手当の認定を受けた方は、次のような届出等が必要です。

所得状況届	受給資格を有する方は、毎年8月12日から9月11日までの間に必ず提出してください（土・日・祝日にあたるときは翌開庁日）。届出がなされない場合、手当の継続支給ができなくなります。 なお、2年間提出しないときは時効により受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象児童の障害の程度に変更があったとき又は対象児童数に増減があったときに提出してください。 (例：持っている身体障害者手帳や療育手帳の等級が変更となったとき 医師に障害状態の変化を伝えられたとき 対象児童の他に認定対象となりうる児童がいるとき 等)
障害認定期間満了届	障害の有期認定期間が満了したとき（3月末、7月末、11月末のいずれか）に、改めて障害の認定を行います。有期満了の約2か月前に案内通知を送付しますので、診断書又は手帳の写しを添えて提出してください。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき（裏面の「ご注意ください」にあてはまる場合）に提出してください。
その他の届	氏名、住所、銀行口座等の変更、受給資格者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したときなどに提出してください。

※) 届出が提出されないと、手当の支給が遅れたり、受給資格がなくなったり、場合によっては手当を返還していただくことになりますので、忘れずに提出してください。

- 手当の支給時期は、以下のとおりです。

定期支払月日	いつの手当が支払われるか	注意事項
4月11日	前年12月～3月分	支給日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関営業日に支給されます。
8月11日	4～7月分	
11月11日	8～11月分	

◎特別児童扶養手当は請求のあった月の翌月分から、支給要件に該当しなくなった月分まで支給されます。

【例】3月に認定請求を行った場合、8月期の支給日に4～7月分の手当が支給されます。

- 手当の受給証明書について

令和6年7月より手当証書が廃止となりました。特別児童扶養手当を受給していることの証明が必要な場合は、別途「受給証明書」を発行しますので、各市町村窓口にて交付申請を行ってください。

○ 各等級の障害の状態<特別児童扶養手当 障害認定基準>

1 級	2 級
<p>〈一部抜粋〉</p> <p>身体の機能の障害、精神の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第3に定める1級の障害と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの</p>	<p>〈一部抜粋〉</p> <p>身体の機能の障害、精神の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第3に定める2級の障害と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>

★詳しい認定基準については、宮城県保健福祉部障害福祉課ホームページの【特別児童扶養手当について】のページをご覧ください。
< <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/guide-tokuji.html> >

～ご注意ください～

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けていると、その期間の手当を全額返還していただくことになります。また、偽り、その他不正な方法により手当を受けていたと判断された場合には、処罰されることもあります。

- 1 対象児童を監護しなくなったとき。
- 2 受給資格者又は対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき。
- 3 受給資格者又は対象児童が死亡したとき。
- 4 対象児童が、児童福祉施設、障害者支援施設等に入所したとき。
- 5 対象児童が障害による年金を受けることができるとき。
- 6 対象児童の身体障害者手帳や療育手帳等級が下がるなど、
障害状態が軽減し特別児童扶養手当の認定基準を満たさなくなったとき。 など

認定請求等に関する標準処理期間について

認定請求等の処理の目安となる期間（標準処理期間）は、認定請求書等が提出された日の翌日から起算して「60日」となっています。
ただし、不備な書類を補正するための期間などは、この標準処理期間に含まれません。

お問い合わせ先
宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班
電話 022-211-2538